

尾道市支払明細書配信システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、尾道市（以下「本市」という。）からの公金の支払において、合算額での口座振込を開始するに当たり、支払先である事業者や団体等（以下「事業者」という。）に対し、インターネットを介して支払明細書を配信するシステムを導入することで、事業者の利便性向上及び個人情報漏洩のリスクの軽減を図るとともに、支払明細書の送付にかかる経費削減、事務の効率化、ペーパーレス化の推進を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務の名称

尾道市支払明細書配信システム導入業務

(2) 事業内容

- ・システム構築業務
- ・操作指導業務
- ・システム提供業務

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※システム利用開始は令和7年4月1日を予定（システム利用契約（保守業務を含む。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（以降単年度ごとに随意契約を想定）

4 募集方法

公募型プロポーザル方式により広く複数の事業者からその提案内容等を募集し、比較検討の上、最も目的達成に寄与し、費用対効果を見込むことができる事業者を受託候補者として選定する。

5 業務の規模（上限額）

システム構築業務、操作指導業務、システム提供業務に係る費用

600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

システム利用料及び運用保守業務（配信サービス利用手数料月1000通）

月額 70,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※契約の際の予定価格を示すものではない。

6 公募に関するスケジュール（予定）

募集開始 令和6年10月1日（火）

質問受付期間 令和6年10月1日（火）から令和6年10月8日（火）17時まで

参加申出書提出締切 令和6年10月15日（火）17時（必着）

企画提案書提出締切及び辞退届提出締切 令和6年11月8日（金）17時（必着）

プレゼンテーション及びヒアリング（選定委員会）の実施 令和6年11月22日（金）

※実施日が変更になる場合は別途通知します。

結果通知 令和6年11月下旬

契約締結 令和6年12月下旬

7 参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 尾道市建築工事等入札参加資格者指名除外基準要綱（平成7年4月制定。以下「指名除外要綱」という。）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び尾道市税を滞納していない者であること（尾道市への納税義務がない場合は尾道市税に関するものは除外する。）。
- (5) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

8 参加申出書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次のとおり参加申出書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年10月15日（火）17時（必着）
- (2) 提出方法 尾道市会計課へ郵送又は持参
- (3) 提出書類
 - ・参加表明書（様式1）
 - ・会社概要書（様式2）
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 特記事項

令和4～6年度尾道市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登載されている者以外の者が参加表明書を提出する場合、次の書類を各1部添付すること。

- (ア) 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し
- (イ) 印鑑証明書の写し
- (ウ) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（直近1年分）
- (エ) 法人所在地での市税の滞納のない証明書（写しでも可）
- (オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（（その3）又は（その3の3））（写しでも可）

※各種証明書は申請日以前3か月以内に発行されたものを提出すること。

また、市税等の納付については、納付してから所在地の市町村で入金の確認ができるまでに最大で14日程度かかることがありますので、直近で納付された税金について領収書を持参の上申請してください。詳しくは法人所在地の市町村へお問い合わせください。

9 企画提案書の提出

次に定める書類を揃え、令和6年11月8日（金）17時までに尾道市会計課まで郵送又は持参の方法

で提出する（必着）。

- (1) 企画提案書 正本1部、副本6部
- (2) 見積書 1部
- (3) システム機能要件票 1部
- (4) (1)～(3)の電子データをDVDで提出すること。
- (1)・(2)はPDF形式、(3)はExcel形式で提出すること。

注意事項

- (1) 企画提案書について
 - ・原則A4版（困難なページのみA3版可）で作成し、表紙（様式4）と併せて提出すること。
 - ・副本については審査に使用する。
 - ・提案限度額の範囲内で実施可能な企画等について提案すること。
 - ・企画提案書はおおむね次に掲げる項目に沿って作成すること。

企画提案書記載事項	
1	基本事項
	会社概要
	導入実績 地方自治体でのシステム導入実績
2	実施体制・工程計画
	プロジェクト管理 本業務の進捗管理及びシステム開発に当たっての体制整備
	導入スケジュール・作業分担 本市側の作業量及び打ち合わせ回数を含めた全体スケジュール
3	システム構成
	データ送信及び配信におけるシステムの構成
	安定稼働のための対策等
4	システム概要
	事業者側及びシステム管理者側の使用する画面構成
	操作性、入力補助機能等
5	運用保守体制
	問い合わせ対応、障害時対応
	システム運用に対する支援体制
	バージョンアップ対応

6	セキュリティ対策		情報漏洩や不正アクセス防止対策、アカウント管理対策等。 また、情報セキュリティにおける資格保有状況
7	その他		
	操作研修		実施内容、スケジュール
	拡張性		請求書の配信機能の追加や外部システムとの連携等、将来的な機能の拡張について、有益となるものがあれば記載すること。

(2) 見積書について

次の区分毎に各1部ずつ作成すること。

- ・システム構築業務、操作指導業務、システム提供業務に係る費用
- ・システム利用料及び運用保守業務にかかる費用（月額単価も記載のこと）

期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

配信数：月1,000件、登録業者数：400業者

※合計欄には消費税及び地方消費税額を含む金額を記載すること。

(3) システム機能要件票

各項目の対応可否欄に「○・△・×」のいずれかを記入の上、必要に応じてコメント欄に記入すること。なお、必要性が「必須」とされている項目は必ず機能を搭載することとし、カスタマイズでの対応が必要な場合は、当該費用も見積金額に含めること。

10 審査方法

(1) 書面審査

提出書類をもとに事務局による書面審査を行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（選定委員会）

(ア) 応募事業者が複数あった場合は、事務局による書面審査の上位3社のみプレゼンテーション等を実施する。

(イ) プレゼンテーション等は、令和6年11月22日（金）の選定委員会開催時に対面での実施を予定しているが、日時については別途担当者あてにメール等により連絡する。

(ウ) プレゼンテーション等の実施に当たっては、本市のモニター及びHDMIケーブルに接続の上実施すること。

(エ) プレゼンテーションの時間は10分とし、その後、15分間のヒアリングを行う。

(オ) 当日の出席者は3名までとすること。

11 審査基準

審査における評価項目は次のとおり。

評価項目		評価基準	配点
1	法人所在地	尾道市内に本店又は支店を有する事業者であるか。	5 点
2	導入実績	地方自治体での導入実績から、委託業務を確実に遂行可能だと認められるか。	5 点
3	実施体制	スケジュールが具体的であり、適切に遂行できる体制が整っているか。	5 点
4	提案適格性	本市の意向を正確に理解し、目的が達成できる提案であるか。	10 点
5	操作性	利用者に分かりやすく使いやすいシステムとなっているか。また事業者が容易に入金内容を確認できるシステムとなっているか。	15 点
6	機能要件	システム機能要件票に記載している機能要件を満たしているか。その他の追加提案が優れているか。	15 点
7	拡張性	利用事業者数増やカスタマイズなどの将来的な拡張に、柔軟に対応でき、コストも最小限に抑えられているか。	5 点
8	サポート体制	導入前後の運用保守の体制は十分に整っているか。また障害発生時、迅速に対応することは可能か。	10 点
9	セキュリティ対策	不正アクセス対策等、セキュリティ方針や対策が明確になっているか。	10 点
10	提案価格（※）	システム構築、操作指導、システム提供業務	10 点
		システム利用・運用保守業務（月額単価※月 1000 通）	10 点
総合点数			100 点

※提案価格の評価方法は（最低見積価格／見積価格）×配点により計算するものとする。

12 受託候補者の選定

受託候補者は、次のとおり選定する。

- (1) 事務局の書面審査による採点及び選定委員の採点の平均点数が最も高い事業者を受託候補者とする。ただし、平均点数が50点未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- (2) 同点の場合には、再議の上、出席委員の多数決により決定するものとする。
- (3) 提案者が1者であっても、獲得した評価点の合計が50点以上の場合には、受託候補者として選定する。
- (4) 受託候補者選定結果通知は、令和6年12月頃に事務局から参加事業者全てに対して通知する。
- (5) 見積金額が提案上限額を超えている場合は失格とする。

13 審査結果の公表

審査結果は尾道市ホームページにおいて、次の項目について公表する。

- (1) 業務名
- (2) 業務内容及び業務期間
- (3) 受託候補者として選定した者の名称

14 契約手続きについて

- (1) 受託候補者を選定したのち、企画提案内容の詳細について協議を行う。その後、協議が整い次第、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）に基づいて随意契約の手続を行うものとする。
- (2) 本業務の契約は、受託候補者が提出する本見積書（候補者選定後の協議を経た仕様書に基づくもの。参考見積書とは異なることに注意）の金額が、本市が設定する予定価格以下となった場合に契約を締結するものとする。

なお、受託候補者との協議が整わないときは、次順位の提案者と順次契約に関する協議を行うことができる。

15 質疑及び回答

参加申出書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、質問書（様式3）にて電子メールにより受け付ける。本実施要領の末尾に記載の問合せ先宛てに提出し、必ず提出日のうちに、担当者宛てに提出した旨を電話連絡すること。

各質疑内容は取りまとめの上、回答を令和6年10月11日（金）までに尾道市ホームページに掲載する。

質問期日 令和6年10月8日（火）まで

16 その他留意事項

- (1) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付する。また、通貨は日本円とする。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 提出された提案書は、プロポーザル方式による候補者の選定のために使用（複製等含む。）し、提案者に無断で他の目的のために使用することはできないものとする。
- (5) 前号の規定にかかわらず企画提案書等について情報公開請求があった場合は、尾道市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (6) 本業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止する。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ本市の承諾を要する。
- (7) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合にあっては、令和6年11月8日（金）17時（必着）までに辞退届（様式5）を本市の担当者に提出すること。
- (8) 本プロポーザルにより選定された受託候補者が、参加事業者の失格要件に該当することが判明した場合又は辞退した場合は、次順位の参加事業者と契約締結交渉することができる。
- (9) 本件に参加するために要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。

17 失格要件

公募開始の日から契約締結日までの間において、次のいずれかの要件に該当した場合は失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合
- (2) 参加申出書及び企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合

18 問合せ先

尾道市会計課

担当：小田原・山根

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話：0848-38-9148

FAX：0848-38-9159

MAIL：kaikei@city.onomichi.hiroshima.jp